

社会福祉法人東やまと会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東やまと会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 当法人の役員及び評議員は非常勤勤務とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、職員と兼務が無い場合に限り、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報酬 (日額)
理事会出席報酬等	20,000円(源泉所得税控除後)

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報酬 (日額)
評議員会出席報酬等	20,000円(源泉所得税控除後)

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、理事長が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、職員と兼務がない場合に限り、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、この報酬は月8万円(当該月中に理事会への出席がある場合にあっては、8万円から前条第1項の基準により支払われる出席報酬の額を引いて得た額)を上限とする。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(支給の方法)

第5条 役員、評議員への報酬の支給は、各月末日までに、振込で支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準と

して公表する。

（兼務職員）

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（報酬等の年度総額）

第8条 この法人の全理事の報酬等の年度の総額は、300万円以内とし、この法人の全監事の報酬等の年度の総額は、100万円以内とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

附則

この規程は、令和4年 6 月 14 日より適用する。

この規定は、令和4年11月7日一部改正する。

別表 1

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬（日額）	20,000円 (源泉所得税控除後)	職員との兼務がない場合
理事業務報酬（日額）	20,000円 (源泉所得税控除後)	職員との兼務がない場合
評議員業務報酬（日額）	20,000円 (源泉所得税控除後)	
監事監査指導報酬（日額）	30,000円 (源泉所得税控除後)	理事会と同日の場合は監査報酬のみ